研究語告

判例にみる共同不法行為 一要件論を中心として一

一般社団法人 J A共済総合研究所 か とう まさ お 医療研究研修部 主席研究員 加 藤 正 男

目次

第1 はじめに

第2 裁判例の状況

1 契約・取引

2 騒擾・集団行為

3 鉄道・自動車

4 交通事故

5 交通事故と医療過誤

6 公害

7 水害

8 薬害

9 じん肺

10 その他一般不法行為

第3 検討

1 考慮されている要素

2 独立不法行為責任の存在

3 関連共同性否定の要素

第4 まとめ

第5 おわりに

第1 はじめに

私たちは社会生活を営む上で常に様々なリスクと隣り合わせている。その社会的リスクにより損害を被った場合には、被害者は加害者に対して損害賠償の請求をすることになり、その基礎となる法的根拠として民法典の第三編第五章に不法行為に関する規定が定められている。

この不法行為規定により損害賠償を請求 し、損害の回復を実現するためには、各規程 が適用されるための要件を充足する必要があ る。

また、不法行為には様々な態様が存在し、 単純な個人対個人によるものもあれば、複数 加害者による個人ないし複数名に対するもの もある。更には被害者に損害を加えた複数加 害者の行為が、例えば自動車同士の出合頭事 故のように同じ注意義務を負う場合もあれ ば、交通事故と医療過誤の競合に端的にみら れるように各行為者の注意義務や行為態様が 異なる場合も存在する。最近では2011年3月11日発生の東日本大震災に伴う福島第一原発の事故により、直接の加害対象者である東京電力のみならずその他の原発を保有する電力会社8社と国をも被告に含めて、「被告らは原発の安全神話を作り、安全対策を怠った結果、東京電力による原発事故が発生したとして、これは共同不法行為にあたる」として賠償請求している動きもある。

さて、このような複数加害者の行為が競合して被害者に損害を与えた場合には、民法719条に共同不法行為者としての責任が規定されている。ここで特に問題になるのは、同条第1項に規定する「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えた」場合の、「共同の不法行為」とは何かということになる。作為・不作為を問わず、損害賠償請求の原因とされた各行為が共同の不法行為に該当すれば、各行為者の責任は連帯責任となり、不法行為責任の原則である自らの行為の責任(因果関係)を超える加重された責任を負担する

ことになる。

民法719条 1 項前段が適用されるためには (適用要件)、複数の加害行為に関連共同性が 必要とされ、従来の通説・判例は共謀等の主 観的共同がなくても客観的に関連共同(客観 的関連共同性)していればよいとされていた。 しかし、この客観的関連共同性理論に対して は、なお何らかの主観的要素を必要とする 説、同条独自の不法行為性要件や同項後段、 更には寄与度減責・免責と絡めて因果関係の 擬制ないし推定による処理、関連共同性の強 弱による処理等一体的に処理しようとする説 など、様々な学説が展開されており、現在に おいても一致をみていない。

更には交通事故と医療過誤の競合は、その 行為類型や過失の態様において根本的に異質 であり、全く異なる性質の不法行為の競合を 共同不法行為とすることに疑問を呈する有力 な学説もある。

このような中で、平成13年3月13日の最高 裁判所第三小法廷判決(民集55巻2号328頁) は交通事故と医療過誤の競合を共同不法行為 と判示した。しかしこの最高裁判決について も、交通事故と医療過誤一般に共同不法行為 を認めたのではないなどの判決の射程に関す る指摘も存在しており、益々昏迷の度合いを 深めたといっても過言ではない。

今まで述べてきたことから、共同不法行為 論については未だに誰もが納得のいく定説を 得ていない状況にあるといえる。

そこで、本稿では訴訟における共同不法行 為に関する裁判例をウエストロージャパンの 判例検索システムを中心に収集し、共同不法 行為をどのような要件の下に認定しているのかを整理することで、訴訟における共同不法行為を考えてみたい 1 。

ここでは、収集した裁判例を加害行為の態様から10の分類に区分のうえ、共同不法行為の成立要件について検討する。

第2 裁判例の状況

各裁判例の個別分類・分析内容の要点は**表** 1「共同不法行為分析裁判例一覧」参照(183~186頁)。

1 契約・取引

裁判例15例のうち、共同不法行為を認定したもの14例、否定したもの2例(一部認容・一部否定1例)であった。

- (1) 当類型において共同不法行為の成立を 認めた裁判例は「事実的因果関係ないし 相当因果関係の存在」を重視したものが 多い(裁判例No.1・7・8・19・37・ 42・52・116)。
- (2)加害者間或いは加害行為間に「一体性」を認めたものが5例ある(裁判例No73・104・116・122・126)。これらは取締役と従業員の関係、被告会社間に親子関係を認めたもの、製造会社と販売会社の一対一の緊密な関係、被告製品の唯一の販売者等といった認定事実から「身分ないし組織的」な一体性が認められるものに関連共同性を認め共同不法行為を認定していると考えられる。
- (3) その他には「共謀・共通の認識等意思 の共通 | を認めたもの 5 例 (裁判例 No.

¹ 本論考は本誌に掲載するにあたって紙数の関係から、各裁判例の分析要素となる判決文の引用等は割愛した。

73・84・104・116・119)、「同一(共通) 義務違背」 3 例(裁判例No.19・104・116) 等がある。

上記要素、特に(2)及び(3)の要素は、 当類型が加害行為者間に何らかの人的・ 組織的な意思の繋がりを前提とする取引 行為であることから、関連共同性を肯定 する中心的要素になると考えられる。

(4) 共同不法行為を否定したものには、「一個の加害行為ではない」とするもの(裁判例No.116)、「被告の不法行為責任を否定」(裁判例No.123)がある。なお、No.123は被告の民法715条責任を認め訴外人との関係では不真正連帯債務とした。

2 騒擾・集団行為

裁判例7例のうち、共同不法行為を認定したもの6例、否定したもの1例であった。

- (1) 当類型も「因果関係の存在」に関連共同性を認め共同不法行為を認定した裁判例が多い(裁判例No.6・82・95・103・106)。
- (2) 騒擾・集団行為という類型から全くの他人の偶然な集まりだけではなく加害者間に何らかの人的繋がり²のもとに行われる行為と考えられる場合が多いことから、「共謀等意思の共通」を認めたもの(裁判例No.6・82・83)、「身分的一体性」を認めたもの(裁判例No.82・103・106いずれも暴力団事件)、「行為の一体性」(裁判例No.6・83)、「同一義務違背ないし行為の類似性」と考えられるもの(裁判例No.

82・83・95) 等が特徴的といえる。

- (3) その他としては、「組織的一体性」(裁判例No.103・106)、「一個の損害」(裁判例No.83)、「時間的・場所的近接性」(裁判例No.95)等が関連共同性判断の根拠になっている。
- (4) 前述の通り、一定の何らかの人的繋がりが存在する場合が多いと考えられる当類型で唯一共同不法行為を否定したものが裁判例No.4 (騒擾と公務執行妨害)であり、損害としての被侵害利益が異なるから結果(損害)との因果関係がないとして独立の不法行為責任を否定した。

3 鉄道・自動車

当類型では収集した裁判例 5 例全て共同不 法行為を認定している。

- (1) いずれも「因果関係の存在」に関連共同性を認め共同不法行為を認定している(裁判例No.5・18・20・59・88)。他に「同一損害」(裁判例No.5)、「一つの結果」(裁判例No.20) も関連共同性を認める要素と考えられる。
- (2) 裁判例No.88 (信楽鉄道事故) は加害行 為間の損害発生に対する「社会的一体性」 を認めて関連共同性を認定した。なお、 裁判例No.59は各行為者の過失ないし瑕疵 が「偶然互いに競合してその原因をなし」 たとしながらも他の裁判例同様、因果関 係の存在から関連共同性を認めているよ うに読めるが、続いて各行為者の因果関 係上の寄与度が不明確なので民法719条1

² たとえ偶然にその場所に居合わせた人々の集まりであっても、その集団の群集心理に基づく付和雷同による行為も結果的には自らの行為内容を認識している場合が多いと考えられるので、その意味で現場においては一つの人間的繋がり(集団)と捉えることもできる。

項後段の共同不法行為に該当するとしている。後段適用に加害行為の偶然の競合も認めていると考えられるが、因果関係の存在をもって関連共同性ありと解するならば後段適用に関連共同性が必要となる。

4 交通事故

裁判例47例のうち、共同不法行為を認定したもの31例、否定したもの15例(一部認容・一部否定 1 例、一部認容・一部判断せず 1 例)、共同不法行為について判断を示さなかったものが 3 例あった。

- (1) 当類型も「因果関係の存在」に関連共同性を認め共同不法行為を認定した裁判例が圧倒的に多く25例を占める(裁判例No.14・17・21・26・27・31・54・56・63・74・80・93・97・105・111・115・118・124・125・128・129・131・132・133・134)。
- (2)次に「時間的ないし場所的近接性」を 認めるものが14例(裁判例No.25・29・40・ 50・63・68・97・105・111・112・115・ 128・129・133)、「一個の侵害(事故)」 より判断したもの6例(裁判例No.25・ 26・74・97・129・132)あり、交通事故 類型に特徴的な要件である。反面、これ らの要素に該当しないことを理由に関連 共同性を否定するものも多く存在する。
- (3) その他には、「同一(注意)義務違反」 (裁判例No.14・17・25)、「結果の不可分性」 によると思われるもの(裁判例No.26・ 112・128)、「部位の同一性」によるもの(裁 判例No.124)、「一体性」によるもの(裁 判例No.128・134)、「一個の損害」(裁判

例 No.26)、「同一損害」(裁判例 No.26・ 124)、「不可分一個の損害」(裁判例 No. 26)等が認められる。

- (4) 共同不法行為を否定したのものとしては、「時間的ないし場所的近接性」が認められないとしたものが10例と圧倒的に多い(裁判例No.24・25・76・81・85・90・94・109・127・130)。「因果関係の不存在」としたものが8例(裁判例No.28・51・60・61・67・90・127・130)、他に重複するものであるが「一個の侵害(事故)」ではないことを理由としているものを7例認めた(裁判例No.28・60・67・90・94・109・130)。
- (5) 共同不法行為について判断ないし言及しないものが3例ある(裁判例No.22・36・50)。No.22・50は原告から共同不法行為の主張がなく、No.36は原告から共同不法行為の主張あるも判断を示していない。判決内容はNo.22が不真正連帯、No.36が連帯にて賠償を命じているが、No.50は各事件の加害者間の責任関係に言及していない。
- (6) なお、民法719条1項前段・後段適用については以下の通りである。

前段の共同不法行為を適用した裁判例 は4例(裁判例No.63、74、97、112)であった。

関連共同性の認定根拠は、複数の加害 行為に「時間的・場所的近接性」を認め たものと「順次」「連続受傷」「一個の損 害(事故)」等の事実的因果関係に所謂強 い関連共同性を認めている(本稿では現 在一般的に用いられている「強い関連共 同性」「弱い関連共同性」の文言を便宜的 に用いる)。

後段適用と判示した裁判例は6例(裁判例No.21、26、54、68、93、124)認められる。

後段適用にあたって何らかの関連共同 性を(必要と)説示しているものは3例(裁 判例No.26、68、124)、判断を示さなかっ たもの(認否なし)が3例(No.21、54、 93) で不要とした裁判例は見当たらなか った。なお、判決が因果関係を「推定す べき」と判示したもの(裁判例No.54、93) は具体的な説示ではないため判断を示さ なかったものとして扱った。また、裁判 例No.21の如く複数加害"行為"と"結果" に因果関係があり、それをもって行為間 の関連共同性ありと捉えるならば、後段 適用に関連共同性が必要と解釈でき、本 判決は後段適用に関連共同性の必要性を 指摘していると考えることもできる。そ もそも本件論考で問題となっている民法 719条1項の要件たる関連共同性とは何 か、関連共同性のある行為とはどのよう なものか、の捉え方で後段適用に関連共 同性の要件の解釈が変わる可能性がある ことをここに指摘しておきたい。従って、 本稿では後段適用ないし後段適用が推測 される裁判例で因果関係(含む寄与度・ 推定)のみの言及で終わっているものは 後段適用にあたって関連共同性の有無(認 否)につき不明として扱う(最終的には 裁判所は因果関係があることを関連共同 性判断の第一義的要件と捉えていること に思いを致せば本判決は後段適用に関連 共同性を必要としていると解される)。

前段・後段のいずれの適用と明示しなかった裁判例は21例(裁判例No.14・17・25・27・29・31・40・50・56・80・105・111・115・118・125・128・129・131・132・133・134)に及んだ。しかし、文意より前段適用と考えられる裁判例は19例(裁判例No.56・125以外)あり、No.125(剪定作業中の交通事故)は民法719条を類推適用したもので前段・後段いずれとの判断は不明である。

5 交通事故と医療過誤

裁判例24例のうち、共同不法行為を認定したもの18例、否定したもの5例(一部認容・一部否定1例)、共同不法行為について判断を示さなかったものが2例あった。

(1) 当類型は明らかに行為類型・態様を異にするものであるが、前述の如く収集した裁判例24例のうち共同不法行為を認定したものは18例を数える。

当類型においても全ての認定事例で「因果関係の存在」に関連共同性を認め共同不法行為を認定している。そのうち、「相当因果関係」としたものは7例(裁判例No.32・65・96・99・102・110・113)である。

他には、「時間的近接性」を認めるもの4例(裁判例No.44・96・107・114)、「部位の同一性」2例(裁判例No.65・87)、「同一損害・一個の損害」5例(裁判例No.45・99・102・110・113)、「結果の不可分性」5例(裁判例No.44・99・102・110・113)、「原因の一体性」(裁判例No.

44)、「被侵害利益の共通性」(裁判例No. 114) が認められた。

当類型では、「一個の損害」、「結果の不可分性」が特徴的である。

- (2) 共同不法行為を否定したものには、「行 為類型の異質性」を根拠としたもの3例 (裁判例No.69・71・117)、「義務違背内容」 の相違によるもの4例(裁判例No.69・ 71・96・117)、「時間的・場所的近接性」 を欠くもの(裁判例No.117)、「侵害部位 の同一性」を欠くもの(裁判例No.120)、「被 侵害利益の共通性」を欠くもの(裁判例 No.117:医療過誤による損害は慰謝料斟酌 として、その他の損害と明確に区別でき るとした)、「因果関係」ないし「相当因 果関係」なしとしたものが2例(裁判例 No.96・120)ある。
- (3) 共同不法行為について判断を示さなかったものが2例ある。裁判例No.39は医師に過誤は認めるも損害との間に因果関係がないとした。その結果、不法行為の成立要件を満たしていないから、その余の点について判断するまでもないとして、交通事故加害者との関係に触れていない。なお、原告側からも共同不法行為の主張はない。

裁判例No.77も原告からの共同不法行為の主張はない。交通事故の被告と医師らの関係は不真正連帯債務の関係と言及するのみで関連共同性や共同不法行為については何ら判断していない。

6 公害

裁判例11例のうち、共同不法行為を認定し

たもの9例、否定したもの2例(一部認容・一部否定2例)、共同不法行為について判断を示さなかったもの2例あった。

(1)公害類型では一定の地域に限局した侵害行為ないし損害である関係上、加害行為者間に「一体性」を指摘して関連共同性を認めたものが圧倒的に多く9例を数える(裁判例No.23・53・66・72・75・78・86・91・98)。

一体性の内容的には「種々の緊密な結合関係」に求めるもの、「公害対策」の 一体性を指摘するもの、「立地的」・「道 路排煙」の一体性に求めるもの等、何ら かの形で一体性があるとされている。

その他には、「同一義務違背(同一注意義務違反)」を指摘するもの3例(裁判例No.66・72・98)、「場所的近接性」を指摘するもの(裁判例No.98)、「意思の共同」を認めたもの(裁判例No.75)等が特徴的である。「因果関係」の存在を指摘するものも3例(裁判例No.53・66・78)ある。

- (2) 共同不法行為を否定したものとしては、 「一体性」を認めないもの(裁判例No. 91)、「因果関係ないし不法行為責任」を 否定したもの(裁判例No.98)等が認めら れる。
- (3) 共同不法行為につき判断を示さなかった裁判例は2例ある。

裁判例No.16(山王川事件)は、原告は 一審から上告審まで被告を国のみとし、 かつ、共同不法行為の主張をしていない。 判決は共同不法行為について一般論を示 したのみで、当該事件につき、山王川の 汚染による被上告人の損害は上告人の工 場排水のみならず都市下水等によって汚染されていたことは推測できるとするも、 その間の関連共同性ないし共同不法行為 の判断は示さなかったものである。

裁判例No.33(カネミ油症事件)は、原告側は被告間の共同不法行為の主張をするも、裁判所は賠償すべき損害の範囲が同じだから民法719条の関連共同性につき判断するまでもなく、被告らは不真正連帯の関係に立つと断じた。

なお、裁判例No.53(カネミ油症小倉第 三陣)は、原告側は被告らの共同不法行 為について主張していない。被告カネミ と同鐘化には社会的一体性から関連共同 性を認める説示があるも結論としては民 法709条による責任を認め不真正連帯賠償 を命じたのみである。このことは、裁判 所は共同不法行為ないし民法719条を具体 的に適示するまでもなく、被告とされた 加害者間の関係が共同不法行為であると 判断したならば、共同不法行為の法律効 果とされる (不真正) 連帯に触れるだけ でも良いことになる。即ち、本件は共同 不法行為であるとか、民法719条1項の前 段・後段のいずれであるということにわ ざわざ言及する必要もないことになる。 その意味で民法719条ないし共同不法行為 の法意が重要であることを端的に示すも のと考える。判旨の流れは前記裁判例No. 33と同じで民法709条による賠償範囲が同 じである場合は、共同不法行為にふれる までもなく不真正連帯の関係で賠償を命 じたと考えられる。

改めて、民法719条1項ないし共同不法

行為の意義を考えさせられる所以である。

7 水害

裁判例3例のうち、共同不法行為を認定したもの3例、否定したもの1例(一部認容・一部否定1例)であった。

(1) 水害類型も一定の地域に限局した侵害 行為ないし損害である関係上、加害行為 者ないし原因間に「一体性」を指摘して 関連共同性を認めるもの(裁判例No.30・ 43)、「時間的・場所的近接性」を指摘す るもの(裁判例No.30・43)等が特徴的で ある。

一体性の内容としては、「河川管理行為」や「溢水」・「河川、水路の地形的・機能的」一体性に求めるもの等、公害類型同様、何らかの形で一体性があるとされている。

その他には、「事実的因果関係」の存在を指摘するもの(裁判例No.34)がある。本件水害類型は、その原因となった河川・水路の場所的近接性とその機能、国・地方公共団体の行政的側面のいずれにおいても水害災害に対して一体性を有していると指摘して責任主体の関連共同性を認めていると解される。

(2) 共同不法行為を否定した裁判例No34は 「因果関係」の否定と共に、行為の「併存」 関係を根拠に共同不法行為に該当しない とした。

8 薬害

裁判例 5 例のうち、共同不法行為を認定したもの 4 例、否定したもの 2 例(一部認容・

- 一部否定1例)あった。
- (1) 薬害類型では薬剤の製造・販売という 行為類型の関係から「一体性」を指摘し 関連共同性を認めたものが多い(裁判例 No.35・55・57)。一体性の内容的には「密 接不可分な行為ないし関係」(裁判例No. 35)、「資本的提携関係」(裁判例No.55)、 「行為の同質性による社会的一体性」(裁 判例No.55)、「製薬企業における同一薬剤 に関する同一義務違反ないし密接不離な 関係」(裁判例No.57)を根拠とするものが 特徴的といえる。「同一(共通)義務違背」 とするもの(裁判例No.55・57)もこの類 型での共通要素と考えられる。

他には、「因果関係」の存在を根拠とするもの2例(裁判例No.35・46)、「時間的・物理的近接性」を理由とするもの(裁判例No.46)がある。

(2) 共同不法行為を否定したものとしては、 「同一(共通)義務違背(行為主体の行為 責任の相違による)」ではないことを理由 とするもの(裁判例No.38・57)が認められ、 これらは不真正連帯債務の関係とした。

9 じん肺

裁判例4例全て共同不法行為を認定している。

当類型においては、「長期にわたる粉じんの吸入の累積」によって発病するというじん肺発症のメカニズム、被告企業と労働者の雇用関係の存在から民法719条1項後段を適用しており、前段ほどに共同行為(者)ないし関連共同性の要件を厳格に判断していない。

「因果関係」の存在ないし推定(裁判例No.

70・79・89・101)、「損害発生の危険性」(裁判例No.70・79・89)、組織的「一体性」(裁判例No.89)、「主観的要素」(裁判例No.101)等の要素を認定している。

なお、No.89(北海道石炭じん肺訴訟)は債務不履行による損害賠償請求事件で民法719条1項後段を類推適用できるとしたが、被告企業間の一体性から分割責任を否定した。後段規定を制限的に解釈・適用している点で特異な判決と言える。

10 その他一般不法行為

裁判例13例のうち、共同不法行為を認定したもの9例、否定したもの3例、判断を示さなかったもの1例であった。

(1) 当類型は一般的な不法行為類型である。 ここでは事件の内容によって、「因果関 係」に関連共同性を認めたもの(裁判例 No. 2 · 11 · 12 · 48 · 62 · 121) 、「同一(共 通)義務違背」(裁判例No.47)、「時間的 近接性」(裁判例No.49)、「(侵害) 部位の 同一性 | (裁判例No49)、「意思の共同 | (裁 判例No.47·100)、「一体性」(裁判例No. 12・47・62・121)、「結果の不可分性」(裁 判例No.121)、「一個の侵害(加害行為)」(裁 判例No.121) 等が認められる。なおNo.11の 最高裁判決は、当該事件について具体的 に関連共同性を判断したものではなく、 原審が認定した事実・判断を追認したも のであり、最高裁が追認した原審の関連 共同性の根拠は因果関係である。No.47(戸 塚ヨットスクール事件) は被告間に「共 通の注意義務違反」を指摘して共同不法 行為を認定しているが、体罰・暴行の容 認という「共通の意思」、「行為や身分的 な一体性」も共同不法行為認定の大きな 要素になっていると考えられる。

(2) 共同不法行為を否定した3例は、「因果関係」を認めなかったもの(裁判例No.3・10)、「別個の損害」としたもの(裁判例No.3)、「独立の不法行為責任否定」(裁判例No.13)である。

第3 検討

共同不法行為成立の要件とされる関連共同性の存在を判断するにあたり肯定的と思われる要素は以下の通りである。

1 考慮されている要素

(1) 因果関係の存在

全類型に共通する要素として因果関係の存在が顕著であり、事実的因果関係が認められるもの(行為間、行為と結果間)は関連共同性ありとして共同不法行為を認定している。 当然、相当因果関係を認めたものも全て共同不法行為としている。

全類型に共通するものは因果関係以外には なく、事実的因果関係の存在が肯定されれば 関連共同性が認められる可能性が高く、共同 不法行為が成立すると考えられ、共同不法行 為を認める要件としては極めて広い要素であ る。

(2) 一体性

複数加害行為間ないし加害者間に"何らかの"一体性が容認されれば関連共同性が肯定されている。

契約・取引類型においては、その類型から 加害行為者間に何らかの人的あるいは組織的 な意思の繋がりが前提として存在する場合が 多く、一体性の根拠としては身分的、組織的 な一体性が有力な根拠になっていると思われ る。

騒擾・集団行為類型も一定の範囲内での人的繋がりが見られる場合が多いことや群集心理による行動など集団的・身分的な側面に一体性を認めていると思われる。

公害類型では行為ないし組織間に一体性を 認めるものが多い。薬害類型も行為の一体性 を認容するものが比較的多いといえる。

その他には、原因が一体と指摘するもの、 社会的一体性とするもの、公害対策の一体性 とするものなどがある。

(3) 同一(共通)注意義務

共通の注意義務、大気汚染防止法関係、同一内容の調査研究義務・指示警告義務等行為者に共通する注意義務違反を指摘するものも多く、これに言及する類型として契約・取引、騒擾・集団行為、交通事故、公害、薬害、じん肺、その他一般不法行為等多岐にわたっている。

反面、当要素に該当しないとして共同不法 行為を否定する類型として、交通事故と医療 過誤、薬害が顕著である。

(4) 一個の侵害(加害行為)

結果に対して一つの加害行為と評価するもので交通事故類型に多く見られる。また、同類型ではこの要素を満たさないことで共同不法行為を否定している裁判例が多い。

(5) 損害が一つ

損害に着目して、その損害が「一個の損害」 (交通事故と医療過誤、騒擾・集団行為、交 通事故)、「同一損害」(交通事故、鉄道・自 動車、交通事故と医療過誤)、「不可分一個 の損害」(交通事故)、「結果の不可分性」(交通事故と医療過誤、交通事故、その他一般不法行為)、「部位の同一性」(交通事故と医療過誤、交通事故、その他一般不法行為)等、損害ないし損害の性質が不可分など「一つの損害」と評価される場合にその原因行為間に関連共同性を認めている。

「被侵害利益の共通」(交通事故と医療過誤) も同趣旨と解して良いと思われる。

(6) 時間的・場所的近接性

交通事故類型に特徴的な要素である。当類型以外にも公害、騒擾・集団行為類型で指摘する裁判例がみられる。

当該要素に準じるものとして、時間的近接性のみを指摘するもの(交通事故と医療過誤、交通事故、薬害、その他一般不法行為)、物理的近接性を指摘したもの(薬害)がある。

(7) 共謀等意思の共通

当要素については「契約・取引」「騒擾・ 集団行為」「公害」「じん肺」「その他一般不 法行為」で指摘しており、いずれの行為類型 も人的・組織的繋がりないし意思の要素が絡 んでいると考えられる。

2 独立不法行為責任の存在

裁判所は各行為者の関連共同性を検討する 前に、各行為者に独立した不法行為責任の存 在を判断している。従って、行為者に独立し た不法行為責任が否定された場合には、関連 共同性ないし共同不法行為は否定されている。

3 関連共同性否定の要素

因果関係の存在を否定のうえ関連共同性な いし共同不法行為を否定するものが多く、特 に交通事故類型で所謂異時共同不法行為と称 されるものに多くみられる。

「一個の侵害(加害行為)」でない、「時間的・ 場所的近接性」を認めないとするものも交通 事故類型に顕著である。

「同一(共通)注意義務」ではない(交通 事故と医療過誤、薬害)、行為類型が異なる (交通事故と医療過誤)とする裁判例が複数 みられる。

そもそも被告に不法行為責任が認められな いとするものも散見される。

その他としては、認定事実の中で、上記「1考慮されている要素」に該当しないと指摘するものもあり、関連共同性を判断するうえでの重要な要素と考えられる。

第4 まとめ

以上概観したように、関連共同性の判断に あたっては「因果関係の存在」は第一義的で ある。因果関係の不存在は結果的に各行為者 の独立した不法行為責任を否定するものであ り、結果、関連共同性の判断に至らず共同不 法行為を否定することになる。逆に損害との 間の事実的因果関係が認められることは関連 共同性肯定の基本的な要素となっている。

なお、個別行為と損害の因果関係に触れず に共同行為と損害との間の因果関係に言及し た裁判例には以下のものが認められるが、数 としては多くない。

- ・裁判例No.6 大判昭和 9.10.15 (騒擾・集団 行為:騒擾事件)
- ・裁判例No.23津地四日市支判昭和47. 7.24(公害:四日市ぜんそく)
- ·裁判例No.30大阪地判昭和51. 2.19 (水害:

大東水害訴訟第一審)

- ·裁判例No.46福島地白河支判昭和58. 3.30(薬害:大腿四頭筋短縮症)
- ・裁判例No.52神戸地判昭和59. 9.28 (契約・取引:つけ売買)
- · 裁判例No.75岡山地判平成 6.3.23(公害: 倉敷大気汚染)
- ・裁判例No.95名古屋地判平成12. 4.26(騒擾・ 集団行為:けんか殺人)

現在の裁判所の判断は、まず、各加害行為者に独立した不法行為責任が成立することを要求している。但し、因果関係については各人の行為と損害に因果関係が認められないか、もしくは不明であっても、共同行為と損害との間に因果関係が認められれば、各人の行為と損害にも因果関係があると見做すないし推定するとしている。

そのうえで、関連共同性については、各行 為者に民法719条(共同不法行為)の法律効 果たる連帯責任を課すほどの共同関係が認め られるかを判断することになり、その判断要 素が上記に記載したものである。

これらの要素は単独でも関連共同性を肯定 しうるものと考えられるが、実際の判断は各 事例において認定事実の中に社会的に一体性 をもった、社会的に一つの加害行為であると 認められるような複数の要素を指摘しつつ、 総合的に判断して関連共同性を認めている。

このように裁判所は民法719条1項前段・ 後段を共同不法行為規定と解し、被害者救済 の政策的要請から広く被害者を救済すべく、 認定要件たる関連共同性については極めて幅 広に解釈・適用していると考えられる。この 辺の事情は表1「共同不法行為分析裁判例一 覧」からも見られるように、民法719条1項前段・後段いずれの適用との適示をすることなく同条所定の共同不法行為に該当するなどの表現を用いて共同不法行為を認定している裁判例が多いことや、同条同項後段の共同行為者の要件に前述の如く各加害行為者と損害との間に因果関係(含む推定)があれば関連共同性要件を充足するとなれば、ほとんどのケースが関連共同性を有することになり、後段適用になることからも被害者救済を第一義としていることが理解できる。

しかしながら、共同不法行為には触れずに 加害者間の関係を連帯ないし不真正連帯と指 摘する裁判例も散見されることは、同規定の 解釈が一様ではないことを示しており注目に 値する。また、交通事故類型に多くみられる 異時共同不法行為と称される事例の多くが共 同不法行為を否定されていることも、同規定 の本質的な意義は何かを考えさせられる問題 である。

第5 おわりに

本論考では裁判所の判断に絞って、具体的事件の中で、どのような事実を認定して、どのような要素のもとに共同不法行為に関する判断を示しているのかを探ってきた。これを受けて、今後は学説の動向も含めて民法第719条1項の現代的な意義を模索しながら総括していきたいと考えている。

表1【共同不法行為分析裁判例一覧】

- (注) 1. 本表は、ウエストロー・ジャパン (株) が提供する判例検索システム、その他より収集した裁判例を筆者がまとめたものである。
 - 2. 類型欄における交通事故の前の*は異時共同不法行為を示す。前段・後段摘要欄の*は筆者の判断。
 - 3. 「後段適用における関連共同性の認否」は、判決が因果関係(含む寄与度、推定)のみの説示は不明とし△表示、共同行 為者間の関連共同性を不要としたものは×表示とした。なお、() 内は筆者の判断。
 - 4. 裁判所の関連共同性指摘(考慮)要素の< >欄は関連共同性を否定した要素。

	類型			共同]不法行為			
裁判例No. 出典・事件番号		認定			後段適用		判断	- 裁判所の関連共同性指摘(考慮)要素
山兴。李叶田夕		前段	後段	適示なし	関連共同性 の認否	否定	せず	
【1】大判大 2.4.26 民録 19 輯 281 頁	契約・取引	0						事実的因果関係
【2】大判大 3.10.29 民録 20 輯 834 頁	その他	*		0				事実的因果関係
【3】大判大 8.11.22 民録 25 輯 2068 頁	その他					0		<同一損害否定、因果関係否定>
【4】大判大 13.7.24 大民集 3 巻 376 頁	騒擾・集団行為					0		<因果関係否定>
【5】大判昭7.12.23 新聞3517号14頁	鉄道・自動車	*		0				因果関係、同一損害
【6】大判昭 9.10.15 大民集 13 巻 1874 頁	騒擾・集団行為	*		0				因果関係、共謀・意思の共通等、行為の一体性
【7】大判昭 10.12.20 大民集 14 巻 2064 頁	契約・取引			0				事実的因果関係
【8】大判昭 18.7.6 民集 22 巻 593 頁	契約・取引	0						事実的因果関係
【9】最二小判昭 29.4.2 民集 8 巻 4 号 794 頁	その他						0	<相当因果関係・理由不備>
【10】最三小判昭 31. 10. 23 民集 10 巻 10 号 1275 頁	その他					0		<相当因果関係なし>
【11】最三小判昭 32. 3. 26 民集 11 巻 3 号 543 頁	その他	0						因果関係(追認)
【12】大阪地判昭 35. 1. 29 判時 224 号 6 頁	その他	*		0				相当因果関係、身分的一体性
【13】最一小判昭 35. 4. 7 民集 14 巻 5 号 751 頁	その他					0		<独立の不法行為責任否定>
【14】東京地判昭 37.10.29 判夕 139 号 89 頁	交通事故	*		0				因果関係、同一(共通)注意義務違反
【15】東京地判昭 42.6.7 判タ 207号 95 頁	交通事故。 医療過誤		*	0	Δ			因果関係
【16】最三小判昭 43. 4. 23 民集 22 巻 4 号 964 頁	公害						0	なし
【17】静岡地富士支判昭 44. 2. 12 交民集 2 巻 1 号 232 頁	交通事故	*		0				因果関係、同一(共通)注意義務違反
【18】福岡地大牟田支判 昭 44.10.22 交民集 2 巻 5 号 1489 頁	鉄道・自動車	*		0				因果関係
【19】東京高判昭 45.11.26 判時 615 号 23 頁	契約・取引	*		0				因果関係、同一(共通)注意義務違反
【20】東京高判昭 46. 4. 27 判夕 269 号 286 頁	鉄道・自動車	*		0				因果関係、一つの結果
【21】大阪地判昭 46.5.12 判タ 266 号 252 頁	交通事故		0		Δ			因果関係
【22】東京地判昭 46.7.20 交民集 4 巻 4 号 1072 頁	交通事故						0	なし
【23】津地四日市支判昭 47.7.24 判夕 280 号 100 頁	公害	*		0				一体性 (密接な結合関係=組織間の一体性)
【24】東京地判昭 48.3.13 交民集 6 巻 2 号 453 頁	* 交通事故					0		<時間的・場所的近接性なし>
【25】東京地判昭 48.4.10 交民集 6 巻 2 号 685 頁	* 交通事故	*		0		0		同一(共通)注意義務、時間的・場所的近接性、一個の侵害(加害行為)。 <時間的・場所的近接性なし>
【26】神戸地明石支判昭 48.10.12 交民集 6 巻 5 号 1624 頁	交通事故		0		0			因果関係、一個の損害・結果の不可分性(不可分一個の損害)、一個の侵害(加害行為)
【27】静岡地判昭 49.11.21 判夕 322 号 203 頁	交通事故	*		0				事実的因果関係
【28】大津地判昭 50.7.7 判時 807 号 71 頁	* 交通事故					0		<共謀・意思の共通等、因果関係、一個の侵害(事故)否定>
【29】札幌地小樽支判昭 50. 12. 19 交民集 8 巻 6 号 1800 頁	交通事故	*		0				時間的・場所的近接性
【30】大阪地判昭 51.2.19 判タ 333 号 136 頁	水害	*		0				管理行為の一体性、溢水の一体性、時間的・場所的近接性
【31】福岡地小倉支判昭 51. 12. 3 交民集 9 巻 6 号 1642 頁	交通事故	*		0				相当因果関係

				共同]不法行為			
裁判例No. 出典・事件番号	類型	認定			後段適用		判断	。 裁判所の関連共同性指摘(考慮)要素
山央・事件皆写		前段	後段	適示なし	関連共同性 の認否	否定	せず	
【32】静岡地沼津支判昭 52. 3. 31 交民集 10 巻 2 号 511 頁	交通事故 · 医療過誤		*	0	0			相当因果関係(関連共同性があると言及)
【33】福岡地判昭 52.10.5 判夕 354 号 140 頁	公害						0	なし
【34】大阪高判昭 52. 12. 20 判夕 357 号 159 頁	水害	*		0		0		事実的因果関係。<因果関係否定、併存関係>
【35】金沢地判昭 53. 3. 1 判夕 359 号 143 頁	薬害	0	0		0			行為の一体性、因果関係
【36】盛岡地判昭 53.11.2 交民集 11 巻 6 号 1633 頁	交通事故						0	なし
【37】甲府地判昭 53.12.18 判時 927 号 217 頁	契約・取引	*		0				因果関係
【38】広島地判昭 54. 2. 22 判夕 376 号 189 頁	薬害					0		<同一(共通)注意義務否定>
【39】大阪地判昭 54.8.9 判夕 397 号 130 頁	交通事故・ 医療過誤						0	(医師の過失と結果との) 因果関係否定
【40】名古屋地判昭 54.8.31 交民集 12 巻 4 号 1154 頁	交通事故	*		0				時間的・場所的近接性
【41】岡山地津山支判昭 55. 4. 1 交民集 13 巻 2 号 453 頁	交通事故 · 医療過誤		*	0	Δ			因果関係
【42】福岡高判昭 55. 4. 15 判夕 423 号 104 頁	契約・取引	*		0				因果関係
【43】津地判昭 56.11.5 判夕 458 号 82 頁	水害	*		0				一体性(各河川の地形的・機能的及び管理行為の一体性)、時間的・場所 的近接性
【44】東京高判昭 57. 2. 17 交民集 15 巻 1 号 64 頁	交通事故・ 医療過誤		*	0	0			因果関係、原因の一体性、時間的近接性、結果の不可分性
【45】横浜地判昭 57.11.2 交民集 18 巻 3 号 640 頁	交通事故 · 医療過誤		*	0	0			事実的因果関係、同一損害・一個の損害
【46】福島地白河支判昭 58.3.30 判タ 493 号 166 頁	薬害		0		0			時間的近接性、物理的近接性、因果関係
【47】大阪地判昭 58. 9. 29 判時 1093 号 28 頁	その他	0						同一 (共通) 注意義務、意思の共通、行為・身分的一体性
【48】福岡地判昭 59. 4. 10 判夕 530 号 199 頁	その他	*		0				相当因果関係
【49】神戸地伊丹支判昭 59. 4. 25 判時 1134 号 128 頁	その他		*	0	0			時間的近接性、(侵害)部位の同一性
【50】東京地判昭 59.6.26 交民集 17 巻 3 号 822 頁	交通事故	*		0			0	時間的・場所的近接性
【51】熊本地判昭 59.9.11 交民集 17 巻 5 号 1249 頁	交通事故					0		<因果関係否定>
【52】神戸地判昭 59. 9. 28 判夕 545 号 275 頁	契約・取引		*	0	0			事実的因果関係。"加担競合"に関連共同性を認定
【53】福岡地小倉判昭 60.2.13 判夕 548 号 81 頁	公害	*	*	0	Δ			(前段) 行為間の因果関係 (誘発)・社会的一体性。(後段) 因果関係
【54】大阪高判昭 60.3.14 判タ 560 号 250 頁	交通事故		0		Δ			因果関係推定
【55】東京地判昭 60.3.27 判夕 555号 121頁	薬害	0	0		0			(行為の同質性による) 同一 (共通) 注意義務違反、社会的一体性。資本 的提携関係
【56】仙台高判昭 60. 4. 24 判タ 567 号 195 頁	交通事故		*	0	Δ			事実的因果関係
【57】名古屋地判昭 60.5.28 判タ 563号 202頁	薬害	*		0		0		同一(共通)注意義務違反、密接不離な行為による加害行為の一体性。 <同一(共通)注意義務否定>
【58】東京地判昭 60.5.31 交民集 18 巻 3 号 827 頁	交通事故 · 医療過誤	*		0				因果関係
【59】福岡高宮崎支判昭 60. 10. 31 判夕 597 号 70 頁	鉄道・自動車		0		×			事実的因果関係
【60】福岡地判昭 61.5.22 交民集 19 巻 3 号 652 頁	* 交通事故					0		<共謀・意思の共通等、因果関係、一個の侵害(事故)否定>
【61】神戸地判昭 63.8.26 交民集 21 巻 4 号 885 頁	* 交通事故					0		<共謀・意思の共通等、因果関係否定>
【62】福岡高判平 1.3.15 判タ 741 号 127 頁	その他	*		0				因果関係、身分的一体性
【63】東京地判平 1.11.21 交民集 22 巻 6 号 1322 頁	交通事故	0						相当因果関係、時間的・場所的近接性
【64】名古屋高判平 2.7.25 判タ 752 号 200 頁	交通事故・ 医療過誤		*	0	Δ			因果関係
【65】横浜地判平 3.3.19 交民集 24 巻 2 号 359 頁	交通事故 · 医療過誤			0	〇 (前後段 は不明)			相当因果関係、(侵害)部位の同一性
【66】大阪地判平 3.3.29 判タ 761号 46頁	公害	0	0		0			種々の結合関係による一体性、同一(共通)注意義務、因果関係
【67】名古屋地判平 4.9.7 交民集 25 巻 5 号 1108 頁	* 交通事故					0		<共謀・意思の共通等、因果関係、一個の侵害(事故)否定>

7(0) 子葉の出来で 5.9			共同不法行為						
(60) 無粉地料す 4 10 27 次 東京市		類型		1	油干		否定		裁判所の関連共同性指摘(考慮)要素
			前段	後段			12	せす	
19 20 19 19 19 19 19 19 19 1		* 交通事故		0		0			時間的近接性
知能	【69】名古屋地判平 4.12.21 判タ 834 号 181 頁						0		
		じん肺				Δ			因果関係推定、損害発生の危険性
## 50 50 4 10 5g	【71】神戸地判平 5.10.29 交民集 26 巻 5 号 1345 頁						0		<同一(共通)注意義務、行為類型否定>
## 50 17 至 50 18 1		公害	0	0		0			
交換表別であります。 日本の 日	【73】福岡地判平 6.2.18 判タ 877 号 250 頁	契約・取引	*		0				共謀・意思の共通等、身分的一体性
19 2 815 4 8 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1 元 1	【74】岡山地判平 6.2.28 交民集 27 巻 1 号 276 頁	交通事故	0						因果関係、一個の侵害 (事故)
**文庫中の		公害	0						種々の一体性、共謀・意思の共通等(共同の認識)
19 / 58 19 / 18 19 19 19 19 19 19 19		* 交通事故					0		<時間的・場所的近接性否定>
特別 19 19 19 19 19 19 19 1	【77】仙台地判平 6.10.25 判夕 881 号 218 頁							0	なし
科タ89-96-1頁		公害				0			汚染物質の一体性、因果関係
交叉機型の参与中1150百 交通事故 で、受通事故 で、で、受益事故 で、で、受益事故 で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で		じん肺				×			因果関係推定、損害発生の危険性、関連共同性不要
交換機能の第3号714頁	E2 131 H B-131	交通事故	*		0				因果関係
割分946-205頁 新酸・集田(7-為 10 12 12 13 13 14 14 15 15 15 15 15 15	【81】大阪地判平成 9.5.16 交民集 30 巻 3 号 714 頁	* 交通事故					0		<時間的・場所的近接性否定>
1941 1954 1941	【82】福岡高那覇支判平 9. 12. 9 判タ 994 号 205 頁	騒擾・集団行為	*		0				共謀・意思の共通等、因果関係、同一(共通)注意義務、身分的一体性
報子 1050 号 176 頁		騒擾・集団行為	0						同一(共通)注意義務、行為の一体性、一個の損害、共謀・意思の共通等
安氏集 31 巻 3 号 9 5 4 頁		契約・取引	0						共謀・意思の共通等
報子 988 号 74 頁		* 交通事故					0		<時間的・場所的近接性否定>
20 日本の 10 日	【86】横浜地川崎支判平 10.8.5 判タ 988 号 74 頁	公害	*		0	0			(大気汚染物質排出) 行為の一体性
割夕 1010 号 96 頁 歌連・目刺車 *				*	0	0			因果関係、(侵害) 部位の同一性
19 10 14 14 15 15 15 15 15 15		鉄道・自動車	*		0				因果関係、社会的一体性
交民集 32 巻 5 号 1475 頁 *父連争故 公害 公害 公害 公害 公害 公害 公害 公	【89】札幌地判平 11.5.28 判夕 1014 号 63 頁	じん肺				Δ			因果関係推定、損害発生の危険性、組織的一体性(分割責任否定根拠)
押字 1031 号 91 頁	【90】名古屋地判平 11.9.27 交民集 32 巻 5 号 1475 頁	* 交通事故					0		
交民集 33 巻 1 号 271 頁 医療過誤 * ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	【91】神戸地判平 12. 1. 31 判夕 1031 号 91 頁	公害	0				0		- III III - II II - II I - II I - II
交民集 33 巻 2 号 550 頁	【92】浦和地判平 12. 2. 21 交民集 33 巻 1 号 271 頁		*		0				因果関係
交民集 33 巻 2 号 619 頁	【93】大阪地判平 12.3.21 交民集 33 巻 2 号 550 頁	交通事故				Δ			因果関係推定
刊字 1040 号 221 頁 競技・集団行為 O O O	【94】東京地判平 12.3.29 交民集 33 巻 2 号 619 頁	*交通事故					0		<時間的・場所的近接性、一個の侵害(事故)否定>
交民集 33 巻 4 号 1407 頁 医療過誤 * O 定> [97] 名古屋地判平 12. 9. 20 交足集 33 巻 5 号 1539 頁 交通事故 O 時間的・場所的近接性、因果関係(連続受傷)、一個の侵害(事故) [98] 名古屋地判平 12. 11. 27 判タ 1066 号 104 頁 公害 O 同一(共通) 注意義務、一体性(工場立地誘因)、場所的近接性。<因果関係・不法行為責任否定> [99] 最三小判平 13. 3. 13 医集 5 巻 2 号 328 頁 医療過誤 * O 相当因果関係、同一損害・一個の損害、結果の不可分性 [100] 東京高判平 13. 5. 15 判タ 1067 号 213 頁 その他 * O 共謀・意思の共通等 [101] 福岡高判平 13. 7. 19 判タ 1077 号 72 頁 じん肺 O 類推 重合的競合に因果関係(相加的に累積)、内部的主観 [102] 大阪地堺支判平 14. 4. 17 交通事故・医療過誤 * O 相当因果関係、同一損害・一個の損害、結果の不可分性 [103] 宣都(地別平 14. 9. 11 * O 相当因果関係、同一損害・一個の損害、結果の不可分性	【95】名古屋地判平 12. 4. 26 判タ 1040 号 221 頁	騒擾・集団行為	0	0		0			時間的・場所的近接性、同一 (共通) 注意義務 (行為の類似性)、因果関係
交民集 33 巻 5 号 1539 頁 「98] 名古屋地判平 12. 11. 27			*		0		0		
19 3 5 5 6 5 104 百 2 5 5 5 2 5 5 5 2 5 5	【97】名古屋地判平 12.9.20 交民集 33 巻 5 号 1539 頁	交通事故	0						時間的・場所的近接性、因果関係(連続受傷)、一個の侵害(事故)
E集 55 巻 2 号 328 頁 医療過誤 * 日	【98】名古屋地判平 12.11.27 判夕 1066 号 104 頁	公害	0				0		
判字 1067 号 213 頁			*		0				相当因果関係、同一損害・一個の損害、結果の不可分性
判タ 1077 号 72 頁	【100】東京高判平 13.5.15 判夕 1067 号 213 頁	その他	*		0				共謀・意思の共通等
交民集 35 巻 6 号 1738 頁 医療過誤 *	【101】福岡高判平 13.7.19 判夕 1077 号 72 頁	じん肺							重合的競合に因果関係(相加的に累積)、内部的主観
71031	【102】大阪地堺支判平 14. 4. 17 交民集 35 巻 6 号 1738 頁		*		0				相当因果関係、同一損害・一個の損害、結果の不可分性
	【103】京都地判平 14.9.11 判時 1820 号 100 頁		*		0				相当因果関係、組織的・身分的一体性

	類型			共同]不法行為			
裁判例No. 出典・事件番号		認定			後段適用		判断	- 裁判所の関連共同性指摘(考慮)要素
山央・事件 借 写		前段	後段	適示なし	関連共同性 の認否	否定	せず	
【104】東京高判平 14. 10. 31 判夕 1138 号 276 頁	契約・取引	*		0				共謀・意思の共通等、同一(共通)注意義務、組織的一体性
【105】名古屋地判平 15.4.28 交民集 36 巻 2 号 574 頁	交通事故	*		0				因果関係、時間的・場所的近接性
【106】大阪高判平 15.10.30 平 15 (ネ) 364 号、平 14 (ネ) 3210 号	騒擾・集団行為	*		0				相当因果関係、身分的・組織的一体性
【107】大阪地判平 16.5.17 交民集 37 巻 3 号 635 頁	交通事故 · 医療過誤	*		0				因果関係、時間的近接性
【108】鹿児島地判平 16.9.13 交民集 37 巻 5 号 1244 頁	交通事故・ 医療過誤		*	0	Δ			因果関係
【109】東京地判平 17.3.24 交民集 38 巻 2 号 400 頁	* 交通事故					0		<時間的近接性、一個の侵害(事故)否定>
【110】高松高判平 17.5.17 医療判例解説 6 号 79 頁	交通事故 · 医療過誤	*		0				相当因果関係、同一損害・一個の損害、結果の不可分性
【111】大阪地判平 17. 12. 16 交民集 38 巻 6 号 1697 頁	交通事故	*		0				因果関係、時間的・場所的近接性
【112】東京地判平 18.2.22 交民集 39 巻 1 号 245 頁	交通事故	0						時間的・場所的近接性、結果の不可分性
【113】福岡高宮崎支判平 18.3.29 判タ 1216 号 206 頁	交通事故・ 医療過誤	*		0				相当因果関係、同一損害・一個の損害、結果の不可分性
【114】名古屋地判平 18.11.7 交民集 39 巻 6 号 1547 頁	交通事故 · 医療過誤	*		0				因果関係、時間的近接性、被侵害利益の共通
【115】東京地判平 18.11.15 交民集 39 巻 6 号 1565 頁	交通事故	*		0				時間的・場所的近接性、因果関係
【116】佐賀地判平 19. 6. 22 判時 1978 号 53 頁	契約・取引	*		0		0		共謀・意思の共通等、因果関係、同一(共通)注意義務、身分的一体性。 <一個の侵害(加害行為)否定>
【117】東京地判平 19.9.27 交民集 40 巻 5 号 1271 頁	交通事故 · 医療過誤					0		<同一(共通)注意義務、時間的・場所的近接性、被侵害利益の共通性、 行為類型否定>
【118】広島地尾道支判平 19.10.9 判時 2036 号 102 頁	交通事故	*		0				因果関係
【119】東京地判平 20.3.26 平 17 (ワ) 22779号	契約・取引	0						共謀・意思の共通等
【120】名古屋地判平 20.8.22 交民集 41 巻 4 号 1003 頁	交通事故 · 医療過誤					0		<相当因果関係、(侵害)部位の同一性否定>
【121】東京地判平 20.11.7 判タ 1305 号 125 頁	その他	0						相当因果関係、行為の一体性・一個の侵害(加害行為)、結果の不可分性
【122】東京地判平 20.12.26 判タ 1293 号 254 頁	契約・取引	0						組織間の一体性
【123】東京地判平 21.2.2 平 19(ワ)413号	契約・取引					0		<不法行為責任否定>
【124】東京地判平 21.2.5 交民集 42 巻 1 号 110 頁	* 交通事故		0		0			(侵害) 部位の同一性、同一損害、因果関係
【125】横浜地判平 21.3.6 自保ジャーナルNo.1798	交通事故			O 類推				因果関係
【126】東京地判平 21.8.27 平 19(ワ)3494 号	契約・取引	*		0				組織間の一体性
【127】横浜地判平 21. 12. 17 自保ジャーナルNo. 1820	* 交通事故					0		<因果関係、時間的・場所的近接性否定>
【128】東京地判平 22.1.15 自保ジャーナルNo.1830	交通事故	*		0				時間的・場所的近接性、行為の一体性、結果の不可分性、因果関係
【129】大阪地判平 22.3.15 平 20(ワ)11162 号	交通事故	*		0				時間的・場所的近接性、一個の侵害(事故)、因果関係
【130】大阪地判平 22. 4. 26 判時 2112 号 51 頁	* 交通事故					0		<因果関係、時間的・場所的近接性、一個の侵害(事故)否定>
【131】大阪地判平 22.6.10 自保ジャーナルNo.1841	交通事故	*		0				因果関係
【132】東京地判平 23. 2. 14 自保ジャーナルNo. 1854	交通事故	*		0				因果関係、一個の侵害(事故)
【133】大阪地判平 23.2.23 自保ジャーナルNo.1855	交通事故	*		0				因果関係、時間的・場所的近接性
【134】東京地判平 23.3.15 自保ジャーナルNo.1852	交通事故	*		0				因果関係、身分ないし指揮命令系統の一体性